

# 院内がん登録全国収集データの二次 利用とデータ利用審査委員会

令和5年5月16日  
国立がん研究センター  
がん対策研究所がん登録センター  
東 尚弘

本資料は、前回の当部会(令和4年4月26日)および、第20回厚生科学審議会がん登録部会  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_27281.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27281.html)  
から決定事項を反映するなど、一部追記改変して作成しています。

## これまでの経緯

- 2016年がん登録推進法施行より、院内がん登録全国収集データの二次利用のための提供が「体制未整備」を理由に事実上停止
- 2021年7月厚生科学審査会がん登録部会で課題について報告
- 2021年12月 同部会で院内がん登録全国収集データについては、当面の間、院内がん登録の全国収集の実施主体である国立がん研究センターが従うべき個人情報保護法に従って、利用・提供を進めることが概ね了承された
- 2022年2月 個人情報保護法の専門家による検討
- 2022年8月 第20回厚生科学審議会がん登録部会で体制の具体案が整理・了承
- **2023年5月 第1回データ利用審査委員会開催**

## 利用・提供の分類

### 1. 定型利用：院内がん登録実施にかかる指針に記載された「期待される効果」に沿った利用

- 病院における活用による医療の質の向上
- 統計等の算出による医療機関の実態把握
- 患者/家族の医療機関の選択に資する
- 上記に基づく行政でのがん対策の充実

New

### 2. **特別利用：上記以外の利用**

・院内がん登録により得られた情報は、その活用により、がん医療の状況の適確な把握、がん医療の均てん化、がんに係る調査研究の一層の推進及びがん対策の充実等に資するとされている。

利用提供するものの区分で3つ

- ① 施設名の提供
- ② 集計の提供
- ③ 個票提供

**データ利用審査委員会に申請、  
審査の上で、利用・提供**

## 特別利用の形態①②について

### ①施設名の提供

- 一定の条件に合う施設名を提供
- **事前に施設の同意を得た上で提供（事前包括同意）**

例) 研究者が骨肉腫の臨床研究のために施設に協力依頼を送付するため、骨肉腫の診療実績のある施設を知りたい  
(事前に施設名を提供してよい施設について了解を得ておくことを想定)

### ②集計の提供

- 一定の条件の集計を提供
- 10例未満の表示は院内がん登録報告書に準じて「1-3, 4-6, 7-9」と表記する。

例) 全体でメルケル細胞がんの数を知りたい、施設ごとの分布を知りたい

▶ ①、②については、個人が識別できない集計データであり、個人情報保護法は適用されないため、データ利用審査委員会における承認のもと、提供する。提供先について特に制限を設けない。

# ①における 施設名提供の事前包括同意について

- 本年度の院内がん登録データ収集時にあわせて、特別利用の「施設名提供」についての事前包括同意についてお伺いします。

- 申請者に一定条件を満たした施設であることを提供するだけで、公表は禁止されています
- 同意されると、申請者から今後、研究（治験などを含む）の協力依頼が来るようになります。協力するかどうかはその都度ご判断ください。（返信する義務もありません）
- いつでも、撤回可能です。

がん登録データ活用推進のため、ご協力の程、どうぞよろしくお願いたします。

# ③個票提供

- 利用目的において必要な範囲で個票データを提供

## 加工基準（原則）

- 治療日等の日付データは年まで
- 日単位のデータが必要な時は、診断日（起算日）を0として何日後かを再計算して提供
- 施設名は提供しない
- 類型が必要な場合は別途、申請者が作成
- 部位、組織型等におけるテキスト情報は削除
- 地理情報は都道府県までの提供
- 詳細が必要な場合は申請者が代替情報を作成

※ただし、いずれも利用目的において必要な範囲であれば、代替的な加工方法や、詳細情報の提供の可否についても個別にデータ利用審査委員会で検討することとする。



③については、診療情報という機微な情報を含むため、がん登録推進法令及び個人情報保護法令の観点から、提供先や審査方法について、特に慎重な取扱いが求められる。

# データ利用審査委員会

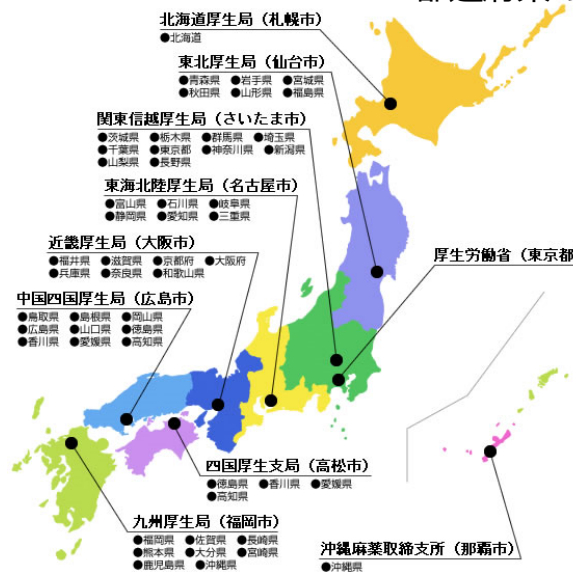
## （役割）

- 利用目的と解析の適切性による提供可否を意見
  - 安全性への配慮などは別途NCCがチェックの上、諮問

## （委員構成）

- 各地方から都道府県単位で委員を持ち回り（6名）
  - 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会がん登録部会員
  - 公平を期して順番を決める
- 委員任期は1年（年度ごと交代）
- 上記に加えて患者委員及び厚生科学審査会がん登録部会委員を加える（再任可）

原則地方厚生局の区分を基礎とし、都道府県の数バランスをとるため：



北海道と東北を  
1グループ = 7県

関東甲信越から、  
新潟、長野を  
東海北陸へ移動  
⇒関東=8県、東海=8県

近畿 = 7県  
中国四国 = 9県  
九州 = 8県

# 令和5年度・委員

氏名 (敬称略、50音順)	所属	選任区分
有廣 光司	広島大学病院病理診断科 教授	中四国
有馬 志穂	鹿児島大学病院腫瘍センター がん登録部門 部門長	九州
岡本 朋	都立駒込病院副院長	関東甲
金村 政輝	宮城県立がんセンターがん疫学・予防研究部 部長	東北・北海道
小泉 知展	信州大学医学部附属病院特任教授 長野県がん登録室長	東海北陸
田中 利洋	奈良県立医科大学附属病院放射線・核医学科 部長	近畿
名越 澄子	埼玉医科大学総合医療センター消化器・肝臓内科 教授	厚生科学審議会 がん登録部会
松本 陽子	NPO法人愛媛がんサポートおれんじの会理事長	厚生科学審議会 がん登録部会・ 患者関係者

9

# データ利用審査委員会の実施

- **第1回を5月8日に実施**
  - 審査方法・手順の確認
  - 3件の審査を実施 ⇒ 修正指示を今後反映
    - ・承認が得られたら案件名は公表（ホームページ）
- 次回以降、今年度は
  - 8月、11月、2月に開催予定（日程調節）
- メール審議は適宜

10

# 申出情報（ホームページ）

The screenshot shows the website interface for 'がん情報サービス ganjoho.jp'. The main navigation includes 'がん対策情報', '医療支援・相談支援', '研修', and '拠点病院連絡協議会・フォーラム'. The breadcrumb trail is: HOME > がん対策情報 > がん登録 > 院内がん登録 > 院内がん登録全国収集データの提供 > 院内がん登録全国収集データの利用をご検討のみなさまへ.

The main content area features a purple header with the text: **院内がん登録全国収集データの提供** and **院内がん登録全国収集データの利用をご検討のみなさまへ**.

Below this, there is a section titled '院内がん登録全国収集データとは' (What is national cancer registration data from hospitals?). The text explains that data is collected from hospitals participating in the national cancer registration system, and that the data is used for research and clinical trials.

Another section is titled '院内がん登録全国収集データの提供について' (About the provision of national cancer registration data from hospitals). It mentions that the data is provided to researchers and clinicians for use in research and clinical trials.

On the right side of the page, there is a sidebar with several links: '院内がん登録全国収集データの提供', '院内がん登録全国収集データの利用をご検討のみなさまへ', '院内がん登録全国収集データの利用申請について', and '院内がん登録全国収集データ利用審査委員会'.

At the bottom of the page, there is a footer with the text: '厚生労働大臣による院内がん登録の実施に係る指針において、がん医療の状況の的確な把握'.

[https://ganjoho.jp/med\\_pro/cancer\\_control/can\\_reg/hospital/offer/examination.html](https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/hospital/offer/examination.html)

11

# 補足：情報公開について

- 院内がん登録利活用のオプトアウト機会
  - 管理項目の追加
  - 情報公開用の資料は配布
  - **各施設における公開場所**は施設での研究等の扱いに準じてお願いします
- 各研究（申請）でも、研究毎に研究倫理指針に求められる対応は実施

12